

第10回 TC フォーラム政策勉強会報告(2021 年9月27日開催)メモ

第10回 TC フォーラム政策勉強会報告メモ

2021年9月27日開催(報告日:2021 年9月28日)

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラム®

益子良一/石村耕治

納税者権利憲章をつくる会/TC フォーラムは、今後の運営方針や運動の方向性などをさぐるために、役員や事務局員を中心とした政策勉強会を開催しております。

コロナ禍のなか、リアルの勉強会を持つことは難しい常態にあります。そこで、ZOOM の配信ツールを使ってオンラインの形で勉強会を開催しております。

第 8 回政策勉強会からは、一般会員も参加ができます。

希望者は、事務局(info@tc-forum.net)へメールで申し込んでください。

次回(11回)勉強会アナウンスメント

[2021 年10月21日(木)午後 3:00~4:30 Zoom によるオンライン開催]

第11回 税務援助業務と税理士制度のあり方

～市民・納税者に開かれた税務専門職・
税務援助制度をグローバルに探る

報告者 **石村 耕治**

(TC フォーラム共同代表/白鷗大学名誉教授)

当日のテキストは、TCフォーラム研究報告2021年8号「税務援助業務と税理士制度」を使用する。TCフォーラムのHPにアップしているので、参加者は、事前に予習をお願いしたい。

【以下にアクセスすれば、レジメ・資料を入手できます】

<http://tc-forum.net/wordpress/wp->

[content/uploads/2021/09/6d4fe9e169197111906284e420ddad9e.pdf](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/6d4fe9e169197111906284e420ddad9e.pdf)

◎運営会議の開催(議事録)

- ・ 2021年度第10回運営会議および政策勉強会は、9月27日(月)午後3:00~開催された。当初、通信トラブルがあり、開始が若干遅れた。
- ・ 2021年第10回政策勉強会に先立ち、運営会議が PM 3:30まで開催された。

- ・ 運営会議では、平石事務局長から、パンフ「納税者支援調整官を使いこなそう」のデザイン(案)について提案がなされた。TCフォーラムの統一カラーがあってもよいのではないかと、との意見もあった。パンフのカラーの選択に加え、デザイン(案)に対する修正提案もあった。最終的には、事務局長に一任することで了承された。
- ・ 前回の運営会議で報告があったように、TCフォーラム・ブックレット『もっと正しく知りたい質問応答記録書の手引』(石村/益子共著)が、TCフォーラムのHPに、オンライン発行・公開されている。概ね好評である ● [TCフォーラム・ブックレット\(2021年8月16日\) | 納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム\(tcforum.net\)](#)
- ・ これを受けて、益子共同代表から、再度、パンフ「質問応答記録書とは何か」(仮称)を発行したい旨の提案があり、了承された。
- ・ この件では、益子共同代表が座長となり、WG(ワーキング・グループ)を立ち上げ、パンフたたき台の執筆作業に入るようになった。
- ・ WGのメンバーは、益子座長、前田信哉税理士/運営委員、石村共同代表の3人で、たたき台の執筆を進める旨、了承された。TCフォーラムは、将来を担う人材確保が重い課題であることから、若手の前田税理士の参加に期待したい。
- ・ TCフォーラムは、パンフ「納税者支援調整官を使いこなそう」の作成に先立ち、東京国税局と関東信越国税局に対して、納税者支援調整官の「苦情等事案整理票」の過年度分の行政文書開示請求を行った。東京局は、2年度分の開示に応じた。これに対し、関信局は1年分しかない・過年度分は破棄したとの回答であった。開示を求めた文書については、保存についての統一基準があるはずである。そこで、9月29日(水)は、事務局長と益子共同代表が、国会議員も交えて、東京永田町の議員会館で、国税当局者との話し合いを持つことになった旨、報告があった。
- ・ TCフォーラムは、国民・納税者のための市民団体・納税者運動団体といいながらも、従前から事業納税者偏重の運動姿勢が強かった。TCフォーラムは、会員を幅広く募るうえでも、もっと懐を深くすべきだ、との指摘があった。また、個人納税者の人権保護や税務専門職の職域問題などにももっと力を入れるためのべきではないか、との意見があった。見方をかえると、TCフォーラムは、給与所得者・一般市民の課税問題、税務専門職が抱える課題などにもっと関心を持たないと、真の市民団体・納税者団体とはいえないのも事実である。
- ・ TCフォーラム事務局は、もっと会員の間口を広げる努力をして欲しいとのかねてからの指摘に真摯に応えるために、政策勉強会をTCフォーラム会員一般や会員以外にも参加者の拡大をはかることにした。
- ・ 今回の政策勉強会は、税理士法改正の立法過程について報告するとのことで、益子共同代表、報告者の菊池税理士らが、政策勉強会を、税経新人会、専税協議会などの会員にも開放した。この結果、全国から30人を超えるオンライン参加を得た。
- ・ 事務局には、今回の体験に学び、政策勉強会への幅広い層の参加を募る努力が求められている。給与所得者を含む一般納税者や市民の積極的な参加を促すための積極策を講じないといけない。
- ・ 平石事務局長には、Zoomの配信ツールを使ったメーリングリストの整備、技術的なトラブル回避策などの面でも、真摯な対応に努めていただきたい。
- ・ 益子・石村両共同代表には、政策勉強会の企画、テーマ選択にあたり、事業者はもちろんのこと、税務専門職、市民・納税者にも魅力的なテーマ選びに尽力願いたい。

[2021 年9月 27日(月)午後 3:30~5:00 Zoom によるオンライン開催]

第10回 国税庁が求める税理士法改正(案)を斬る ～税理士は税務署のお手伝いさんでいいのか～

報告者 **菊池 純**
(TCフォーラム会員・税理士)

《菊池報告のまとめ》 評者： 益子良一/石村耕治

- ・ 2021年度第10回政策勉強会・運営会議は、9月27日(月)午後3:30～開催された。
- ・ 今回の勉強会では、「国税庁が求める税理士法改正(案)を斬る」、「税理士、税理士会は、税務署のお手伝いさんでいいのか！」というサブタイトルを掲げて、TCフォーラムの会員でもある、菊池純税理士が報告された。
- ・ 菊池税理士は、税理士試験正規合格組(試験組)の1人で、東京会で民主派税理士として活躍されている。子息も、税理士試験正規合格され、片腕として活躍されている。つい最近まで専税協議会(<https://senzei.jp/>)の会長を務められた。
- ・ 菊池税理士は、日税連の会議にオブザーバーとして参加、貴重な資料を収集するなど、アクティブな勉強家としても知られている。
- ・ 9月27日の第10回TCフォーラム政策勉強会で配布された資料は、[ここをクリックすれば参照できる\(① ② ③\)](#)。

●わが国の立法には2つのルートがある

- ・ 菊池報告は、いわゆる「立法過程」についての報告である。わが国の立法ルートは、大きく2つからなる。

■わが国での2つの立法ルート

議員立法

憲法41条は「国会は、(中略)唯一の立法機関である。」と規定する。つまり、国会単独立法主義(議員立法オンリー)が基本的なルールである。当初、税理士法(1951年)も議員立法であった。

政府立法(閣法)

憲法41条を素直に読めば、政府立法(行政府が法案を用意し内閣が法案を提出し、国会がろくに審議せず、しゃんしゃんする法律の作り方)には大きな疑問符がつく。政府立法は「閣法」とも呼ばれる。もっとも、内閣の法案提出権は、憲法第72条(内閣の総理大臣の職務)の「議案」に、法案を含むものと解釈して、司法(裁判所)は、合憲と判断している。

- ・よく知られているように、税理士法は、はじめは「議員立法」であった。しかし、その後の法改正は、「政府立法(閣法)」である。毎年の「所得税等の一部を改正する法律案」や「地方税法の一部を改正する法律案」などは、すべて「政府立法(閣法)」である。
- ・菊池報告では、税理士法改正の経緯をたどりながら、理想の税理士像を求めて、極めて鋭い分析を展開された。
- ・今回の報告前半で、菊池税理士は、税理士法の「ヒストリー」を紐解きながら話された。官依存症で、当局の懐に飛び込み、財務や税務当局を忖度する集団と変身していく税理士会のサバイバル手法について批判的に点検された。
- ・報告の後半では、日税連と当局との間での税理士法改正をめぐる至近のキャッチボール状況の紹介を含め、生々しい状況を詳しく紹介された。

●菊池税理士と税理士法との出会い

- ・菊池税理士が税理士法に関心を持ったのは、北野弘久先生の『税法学原論』、そこに盛られた租税法律主義、租税法律主義の担い手としての税理士のあり方に魅了されたことにある、とのことである。

●「税理士の使命」とは

- ・税理士法に盛られた「税理士の使命」については、弁護士など他の仕業の業法に比べると、納税者の権利利益を擁護する姿勢が不透明である。
- ・菊池税理士は、「国民のための税理士制度」確立のためには、税理士法のヒストリーをたどることが必須であるとの認識を基に、報告された。
- ・菊池税理士は、1972年に日税連が出した「税理士改正に関する基本要綱」に注目された。ここでは、以下のような、リベラルな「税理士の使命」(案)が盛られていた。

■1972年・日税連が示した「税理士の使命」(案)

- | |
|--|
| <p>(1)税理士は、納税者の権利を擁護し、法律に定められた納税義務の適正な実現をはかることを使命とする。</p> <p>(2)税理士は、前項の使命にもとづき、誠実にその職務を行い、納税者の信頼にこたえとともに、租税制度の改善に努力しなければならない。</p> |
|--|

- ・ところが、1979年に突如「凍結」になり、霧消したとのことである。
- ・その後、1993年5月、東京会が税理士法改正要綱(通称「グリーンブック」)を公表。しかし、これも2005年には削除された。その理由は不明とのことである。
- ・今回の菊池報告を聴いていると、税理士をお手伝いさんとして使いたい当局と、当局と一歩距離を置きたい税理士界(会)との間でのせめぎ合いの中、結局妥協を迫られていく税理士界(会)の姿が浮き彫りになる。
- ・菊池税理士は、国民のための税理士制度の確立、つまり、税理士制度は国民のためにある以上、「国民のための税理士制度の確立」、つまり納税者の代理人として納税者の権利擁護を担う税理士制度、という理想に向かって、制度を理想に近づける努力が常に必要である、という。正論である。

●職域問題と資格取得制度

- ・税理士会は、職域拡大に熱心である。例をあげると、次のとおりである。本来の「税理士業務」に加え、「税理士の業務」が拡大してきている。

<p>・ 訴訟の補佐・陳述(税理士法 2 条の 2 第 1 項)</p> <p>弁護士である訴訟代理人とともに、許可を要することなく裁判所に出廷し、補佐人として租税に関する事項について陳述(尋問は不可)。具体的には、申告・調査・処分に関する事項や国税債務不存在訴訟などといった「官対民」訴訟だけでなく、相続税争いに関連する訴訟や税理士損害賠償訴訟といった「民対民」訴訟にも及ぶ(ただし刑事関連訴訟は除く(刑事訴訟法 42①)。)。</p>
<p>・ 地方公共団体の外部監査(地方自治法 252 条の 28)</p> <p>地方公共団体の外部監査とは、地方公共団体が行っている事務を第三者が監査(チェック)する業務である。税理士(税理士となる資格を有するものを含む。)は、弁護士、公認会計士、国・地方職員で監査等事務経験のある者と同様に、議会の決議を経て外部監査契約を締結できる。</p>
<p>・ 株式会社の会計参与(会社法 326 条・333 条 1 項・374 条 1 項など)</p> <p>会計参与とは、株式会社の債権者保護を目的に、株式総会により選任される株式会社の機関のことである。会計参与の資格者は公認会計士(監査法人を含む)または税理士(税理士法人を含む)に限定(会社法 333 条 1 項)される。その職務は、会計の見識を有する専門家として、①計算関係書類の共同作成、②株主総会における計算関係書類の説明、③計算関係書類の備置き、④計算関係書類の株主及び債権者への開示である。</p>
<p>・ 政治資金監査(政治資金規正法 19 条の 18)</p> <p>国会議員関係政治団体は、総務省または都道府県の選挙管理委員会に収支報告書を提出する場合、あらかじめ登録政治資金監査人による政治資金監査を受けなければならない。税理士は、弁護士、公認会計士とともに登録政治資金監査人となることができる。</p>

- ・ 菊池税理士は、税理士界(会)は、公認会計士の専門分野である「監査」に触手を伸ばしてきた。このことが、逆に、公認会計士が税務の分野に触手を伸ばすことに「モノ申す」ことを難しくしてしまった、と読む。
- ・ 菊池税理士は、「すみ分け」が不透明になり、相乗りのつもりが、会計士の増殖に伴い、税理士業務の乗っ取りにも匹敵するような傾向が顕著となってしまった、とみる。しまいには、政治が介入し、双方の仕業が手打ちをしてしまった(2013年12月3日確認書参照)と指摘する。
- ・ 菊池税理士は、手打ち(前記確認書)の内容は、「税理士界(会)の完敗」、「敗戦受諾書」と読む。試験制度の立て直しに失敗、会計士界主導の名ばかり税務研修制度のバッコをゆるし、税理士界(会)にとり、会計士界(会)はアンタッチャブルな存在になってしまった、と分析する。
- ・ 菊池税理士は、税理士界(会)の官頼み、自主的、長期的な「戦略の貧困」も重なり、今の税理士界(会)にしてしまった。にもかかわらず「誰も責任をとらないのが日本の作法!!」でゆるされてしまっている、と批判する。この勝負で、一方の公認会計士界(会)は高笑いかも知れない、と読む。
- ・ 2020(令和2)年度の税理士試験の合格者5,402人のうち、5科目到達者は648人と、崩壊寸前の試験制度の立て直しは重い課題である。まず、自浄自戒の精神で、資格の品質管理(QC)を急ぐ必要がある。

- ・日税連は、2012年に有識者からなる「資格取得制度研究会」（金子宏座長）を立ち上げ、税理士、公認会計士、弁護士の各仕業の職責に即した試験を実施しないで資格を付与するのは不適切である、との意見書を公けにしている。正鵠を射た指摘である。だが、評者には、日税連がこうした自己主張できる力量があるとは思えない。行政に対する忖度を重ね、自治能力、自浄能力を喪失してしまっているようにもみえる。

●日税連理事会の傍聴

- ・菊池税理士は、2021年6月23日に、自費でPCR検査を受け、新型コロナウイルス感染症の陰性証明を持って、日税連理事会を傍聴された。今回、傍聴の結果を披露された。昨今の税理士法改正の「立法過程」をするうえで、きわめて貴重な情報である。
- ・以下が、傍聴における最も重要なポイントである。

●理事会で国税庁税理士監理官がの税理士法改正を仕切る驚き

- ・6月23日に、日税連理事会は、国税庁から提出された①「税理士法に関する改正意見事項（案）」や②「令和4年度税制改正に関する建議書」を可決した。

【図表①】税理士法に関する改正意見事項(案)[国税庁]

<p><2021/06/23理事会資料> 令和●年●月●日 国税庁</p>
<p>税理士法に関する改正意見事項(案)</p>
<p>I 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備</p> <p>1 質問検査権の対象範囲の拡大 税理士法第55条の規定の射程範囲について、「元税理士」及び「にせ税理士」を追加する。</p> <p>2 反面調査及び官公署への協力要請規定の創設 課税調査と同様に、税理士法においても、関係者に対する反面調査や官公署への協力要請に係る規定を新たに創設する。</p> <p>3 懲戒逃れをする税理士への対応の強化 税理士調査において税理士法違反行為を把握した後、懲戒の手續に付すまでの間に登録抹消を行うことで、懲戒逃れができる状態となっていることを踏まえ、懲戒逃れをする税理士への対応を強化する方策を整備する。</p> <p>4 税理士法違反行為の除斥期間の創設(日本税理士会連合会の改正要望と同旨) 法的安定性の確保や質問検査権に対応する者の負担軽減の観点から、税理士法違反行為後10年で税理士懲戒処分が除斥される規定を創設する。</p> <p>5 税理士法第43条に規定する業務の停止の要件の明確化 税理士法第43条の懲戒処分には、税理士法の規定により当該税理士が受けた懲戒処分の基因となる事由によるものが含まれないことを明確化する。</p>
<p>III その他</p>

6 税理士法の番号法対応

令和3年度における番号法改正により、①税理士登録事務、②税理士試験事務、③税理士監督事務が、番号利用事務とされたことに伴い、各種様式等において個人番号の記載欄を設けるなど所要の整備を行う。

160

- ・ 菊池税理士は、国税庁が①「税理士法に関する改正意見事項(案)」を出してくるのも理解に苦しむが、それを日税連の理事会が肅々と可決する姿を見て、さらに理解に苦しんだ、とのことである。
- ・ また、菊池税理士は、日税連理事会で、国税庁提案の「税理士法に関する改正意見事項(案)」を、国税庁税理士監理官が説明しているのにも著しい違和感を覚えた、とのことである。
- ・ 税理士に対する質問検査権を拡大、税理士に対する反面調査や官公署への協力要請規定の創設などともない提案。さらに、税理士登録の時にマイナンバーの記載欄ができる等の改正が、まったく一般の税理士の知らないところで提案されていく。それが国税庁の税理士管理官によって民間の税務専門職の上部団体である日税連の理事会で説明され、これまで先人の方々の尽力で築き上げられてきた民主的・自由な体制が次々と崩壊し、行政の監視体制に組み込まれて行く、まさに本土から派遣された監視官によって崩壊していく香港の体制を見る思いであった、と菊池税理士は吐露した。

●「税務のデジタル監視化」に大政翼賛的に追従する日税連

- ・ また、日税連からは、次のような要望が出されている。

○「税理士法に関する改正要望書」

1 税理士の業務のICT化推進の明確化

経済のデジタル化、グローバル化の進展等の環境変化に伴う税理士制度の継続的発展を期するため、電子申告・納税、電子帳簿、マイナポータルの利活用など税理士の業務のICT化の推進を通じて、納税義務者の利便性向上に努めることを明確化すべきである。

- ・ 菊池報告によると、この税理士の努力義務を、税理士法2条の3を新設し、盛り込む方向だという。日税連は、税理士や納税者の「デジタルデバインド(情報技術格差)など二の次。大本営(国税当局/行政)の意のままに！」の雰囲気だったという。
- ・ 菊池税理士はいう。「納税義務者の利便の向上」は税理士法改正によく出てくるが、そのための税理士法改正はおかしい、あくまで納税者の権利擁護のための改正でなくてはならないはずだ」と。正論である。
- ・ 税理士法改正案の文面は参加者には配付されずに、会場スクリーンに大寫しにされたという。
- ・ 近畿会の理事からは「第2条の3は変だ。第2条に入っているのではないか。納税義務者の利便の向上は、税務行政の話。税理士制度がどうしてそちらに向いて行かなければならないのか？」との異論があったという。
- ・ 菊池報告によると、こうした声に対して、神津会長は、「最初は2条1項にぶち込めないかと検討したが、別項で設けるほうが説明できるということで分けた。こうし

- ないと改正できないので理解してほしい。」と回答したという。「会長は、理事会で可決されたので、理事会終了後国税庁に届けに行くと言っていた」という。
- ・ 一般の税理士説明する前に、すでに条文はでき上がっているのだから、まさに闇立法である。立法過程の透明化をどう確保するかは、税理士界（会）のみならず、国民・納税者にとってもきわめて重い課題である。この闇立法は、年末、年始の所得税等の一部を改正する法律案などに盛られ、ロンダリング(洗浄)されるのでは、憲法体制の崩壊と見てよいのではないか。
 - ・ 菊池税理士は、指摘した。「税理士法改正が、一般会員が全くあずかり知らないところで、国税当局（行政）と日税連幹部との裏口のチャッチボール、談合でここまで粛々と進められているのには驚かされた。不透明で、日税連の会長の役所の御用聞き？姿を想像するだけでも、悲しい限りであった。立法事実もなにも、あったものではない」と。
 - ・ 菊池税理士は、指摘した。「こうした状況では、零細事業者ばかりではなく、多くの税理士も、デジタル化、とりわけ、電子インボイス制度についていけるかどうかがターニングポイントになる」と。
 - ・ さらに、菊池税理士は、ゲームチェンジャーは、今般の「電子帳簿保存法」改正だという。この法律が大きく改正され、電子帳簿、電子インボイスについていけない事業者は、課税選択するかどうかにかかわらず、廃業の道をとることになるかも知れない、と警鐘を鳴らした。日税連は、役所主導のデジタル化路線に追従する方向に舵を切ったのは確かだという。
 - ・ 菊池税理士は、指摘する。「当初、税理士会は、消費税のインボイス制度への転換に反対していた。しかし、前記の日税連がまとめた『税理士法に関する改正要望書』の一端からもわかるように、最近その流れは変わり、デジタル化に万歳の姿勢がありありである。流れは確実に変わっている」と。
 - ・ さらに、菊池税理士は、指摘する。「日税連の理事会では、全員がこうした大政翼賛的な流れに積極的に賛成しているわけではない。理事によっては、反対の声もある。しかし、“納税者・税理士の権利を護ってはじめてデジタル化はゆるされる”という正論が、大本営（国税当局/行政）の圧力でかき消されてしまう常態にある」と。
 - ・ 菊池税理士は、税理士界（会）の納税者教育についても、そのためのカネの使い途を含め、批判的に報告された。評者には、税理士界（会）は納税者教育について語る前に、日税連幹部に学んで欲しいことがある。それは憲法である。憲法41条は「国会は、（中略）唯一の立法機関である」と定める。司法は、厳格な国会単独立法主義はとらない。とは言っても、税務行政の執行機関（国税当局）と税理士会幹部との間で不透明な闇取引の立法行為をすることを認めているとは到底解されない。誇りをもって「税理士は納税者教育者である」とアナウンスできるようにするためには、まずは立法行為の闇取引をやめないといけない。日税連の幹部に透明な行動ができてはじめて税理士は納税者教育の担い手である、とPRできるようになるのではないか？

●菊池報告にみる「光」と「影」

- ・ 評者は、菊池税理士の報告に、「光」と「陰」をみることができた。
- ・ 「光」は、日税連理事会に取材に行き、一般の税理士や納税者に「香港化」する現状をあますことなく報告したことである。ある意味では「戦場のカメラマン」、「税理士界（会）オンブズパーソン」であり、高く評価したい。

- ・ 評者は、このレベルの勇敢で民主的な税理士が20人くらい全国にいと、税理士界(会)は本当に変わるかもしれない、と感じる。
- ・ 「陰」は、税理士会が税理士法について、口では「国民・納税者に開かれた税理士制度」と祝文を唱えながらも、現実には「自分らの業界法だから、アウトサイダー(外部者)はアンタッチャブルだ!」としてきたツケが回ってきたようにもみえることである。
- ・ 「陰」に「光」をあてるのには、税理士制度については、税理士「村」だけでなく、国民・納税者を交えて、国民的な議論を展開する必要がある。
- ・ 菊池税理士の今回の報告は、税理士法改正の立法過程の情報を、足を使って収集したうえで分析したオリジナリティのあるものである。極めてハイレベルで、高く評価したい。
- ・ 非税理士からみると、今回の勉強会での菊池税理士の報告が、税理士制度についての税界と国税当局の間での「コップの嵐(storm in the teacup)」のような物足りなさを感じないわけではない。
- ・ 今回の報告に負けずに、次回(第11回)の勉強会でも、引き続き、税理士業務の問題を取りあげたいと思う。

●次回(11回)政策勉強会は、開かれた「税務支援業務」のあり方を日独で比較する

- ・ わが国の税理士法は、税理士が主役になって「税理士業務」や「税理士の業務」をいかに独占するかといったつくりになっている。ところが、わが国の税理士制度のモデルでもあるとされるドイツの税理士法のつくりは異なる。ドイツの税理士法は、「税務援助業務」あるいは「業務としての税務援助」の独占を、税理士と非税理士(納税者)とでどのように分ち合うかの視点からのつくりになっている。
- ・ そこで、次回(第11回)の勉強会では、国民・納税者が主役の視点にたつて「税務援助業務」(わが税理士法でいう「税理士業務」に相当)の分ち合いの法制分析および援助業務展開の実情、開かれた税務援助業務のあり方を、日独税理士法の比較で検証してみる。
- ・ わが国の税理士界(会)は、ドイツ各地の単位税理士界(会)と交流を密にしている。ところが、税理士以外が行う「税務援助業務」には関心が薄い。わが国のドイツ税法専攻の研究者も、この面では決して資質がよいとはいえない。ところが、ドイツでは、非税理士による大規模な税務援助業務サービスが提供されている。次回(第11回)の勉強会では、日独比較で、こうした実情をできるだけ詳しく紹介する。
- ・ 次回(第11回)の勉強会を通じて、民主商工会をはじめとして多くの納税者団体の方々に、「税理士法」のあり方について、新たな視点を培って欲しい。是非とも勉強会に参加願いたい。TCフォーラム事務局も積極的な参加を促して欲しい。
- ・ ということで、第11回は、10月21日(木)午後3:00~4:30の時間帯で、市民団体・一般納税者サイドからみた税理士制度のあり方について、勉強会を持つことにした。当日の資料は、以下の[http](http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/6d4fe9e169197111906284e420ddad9e.pdf)をクリックすれば、TCフォーラムHPから入手できる。

(2021年9月28日)

<http://tc-forum.net/wordpress/wp-content/uploads/2021/09/6d4fe9e169197111906284e420ddad9e.pdf>